広報ふじ

第12号
昭和31年7月25日発行

静岡県富士市平垣279番地
発行所 富士市役所
発行人 富士市長 遠藤脩治
印刷所 加藤印刷所

(毎月25日発行)

新らしい 教育委員会の制度とは

今迄の教育委員会法が改正されて、去る六月三十日から「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」となりました。御存知の通り教育委員会は昭和二十三年に発足いたしまして、戦後における新たな教育制度の確立に、その成果をあげてきたのでありますが、八年間の実施の経験に鑑み我が国の実情に即さない点を改善すると共に、これを整備しまして、地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本を確立して、わが国の教育の進展に寄与するようこの法律が制定されたのであります。

新法の主眼とするところは一教育の政治的中立と教育行政の安定を確保する。

とゝなつた。ほか

◎地方教育行政における文部大臣ならびに都道府県の教育委員会の指導的地位が明らかにされております。

このようにして国、都道府県、市町村の関係諸機関が相携えて、国民の教育の振興に当る体制を確立することになつておりますので経過措置として、旧法の規定に従い新法の規定による教育委員会の委員として、在任することになります。

それで今回新法の規定により、教育委員長の選挙と、教育委員長及び教育長の職務代理者の指定を行つた結果次の通り決定しました。

教育委員長	時田恒弥
教育委員長職務代理者	初見五市
教育委員	服部仁平治
〃	植田作太郎
〃	秋山てる
教育長	涌田隆一
教育長職務代理者	宮崎慈謙

以上新法の実施に当つて新制度の大綱をお話申上げ皆様の正しい御理解により一層教育の振興に御協力を仰ぎたいと念願するものであります。

(教育委員会事務局)

二教育行政と一般行政との調和を図る。

三教育行政における国、都道府県、および市町村の連絡を密にする。

以上の三点に要約されると思います。

これがため新法でも都道府県および市町村に教育委員会を存置して、

◎教育事務の管理執行を行わせる。と共に

◎教育委員の公選制を廃止して任命制とし、

◎地方公共団体の長と教育委員会との調整をはかりさらに

◎都道府県が給与を負担する市町村立学校職員の人事を市町村の教育委員会の内申をまつて、都道府県の教育委員会が行うこととなつた。ほか

◎地方教育行政における文部大臣ならびに都道府県の教育委員会の指導的地位が明らかにされております。

このようにして国、都道府県、市町村の関係諸機関が相携えて、国民の教育の振興に当る体制を確立することとされたのであります。

なお、この法律が、全面的に施行されるのは十月一日からでありますが、教育委員会の設置および組織に関する部会は六月三十日の公布の日から施行されることになつておりますので経過措置として、旧法の規定に従い新法の規定による教育委員会の委員並びに教育長は、昭和三十一年九月三十日までの間、引続き新法の規定による教育委員会の委員として、在任することになります。

それで今回新法の規定により、教育委員長の選挙と、教育委員長及び教育長の職務代理者の指定を行つた結果次の通り決定しました。

教育委員長	時田恒弥
教育委員長職務代理者	初見五市
教育委員	服部仁平治
〃	植田作太郎
〃	秋山てる
教育長	涌田隆一
教育長職務代理者	宮崎慈謙

以上新法の実施に当つて新制度の大綱をお話申上げ皆様の正しい御理解により一層教育の振興に御協力を仰ぎたいと念願するものであります。

(教育委員会事務局)

功労者篤行者の表彰

元田子浦村長、船山啓治郎翁の生前の功績に対し勲六等瑞宝章が下賜されました。

又宮島井上俊夫氏には教育施設に多額の金品を寄附せられ、その篤行に対し紺綬褒章が下賜せられ、何れも七月十二日午前十時県庁に於て、伝達式が行われました。

(総務課)

老人ホーム 失火について

六月七日午前七時十五分頃富士老人ホームは不慮の出火により、建物中管理棟五七、五坪を焼失いたしました。

出火原因は炊事場煙道の過熱からで、壁内木摺部に引火、天井に火が拡がり大事に至つたものでありまして市内の皆様に御心配をお掛けして申訳ありませんでした。地元の方々の懸命の消火応援と消防団の努力により損害を最少限に喰い止め、然かも収容中の老人に、一名の負傷者も出さなかつた事は、不幸中の幸とも言うべきでありまして、皆様に深く感謝申上げるところで御座います。復旧工事につきましては、国、県でも相当の援助がある筈で、富士市婦人会を始め市内外の多方面からお見舞を頂戴いたしましたので、近日中に着工して従来より一層立派なものとして運営を続け度いと考えて居ります。

火災を通じて、市内皆様から寄せられた有形無形の御同情に対して厚くお礼を申上げ併せて復旧に対する報告とします。

見舞金を寄せられた芳名を左の通り報告いたします。

(但し市内分のみとし敬称を省かして載きます)

参千円	富士市婦人会富士支部
弐千円	富士地区建設事業協同組合
参千円	森山雅一
弐千円	富士市婦人会立正交成会
弐万円	本町婦人会
壱千円	富士中学校長第二小学校長
五百円	宮本惺子
壱百円	志田敏恵
壱千円	清啓家具店
五百円	中町区四班一同
弐千円	宮下婦人会
壱千円	本市場本州社宅婦人会
壱千円	佐野夫美子
四百円	富士中遠藤辰次
参千円	森島婦人会
六万円	富士市婦人会
参千円	本州製紙富士工場
五百拾八円	第二小四年一組
六百四拾弐円	富士市青年団学級
壱万百拾参円	富士第一小学校一同
弐百円	下横割十二班
壱千四百円	水戸島鈴木栄作
弐千百円	水戸島岸良平別に炊出し或は慰問品を寄せられた方々
	森島日向隆次郎、同日向徳夫、同福田秀吉、同八木安一、同滝川隣竜、同婦人会宮下婦人会、同落合武、同落合治三郎同落合武、水戸島井出茂、杉山米店、同大芝商店、宮島吉川弥三郎、本町山口茶舗、キリスト教会日曜学校生徒、富士市富士青年団、本市場本州社宅婦人会、立正交成会

(厚生課)

解説 都市計画税

都市計画事業の重要なこと、特に町村合併による新市建設は、その道路、公園、水路すうように、課税の対象は土地及び家屋であり、その課税標準は固定資産税の課税標準となる価格でありますので、納付額について下さいまして御協力を念願します。税率は百分の〇・二で都市計画税に係る税額と固定資産税に係る税額を区分して別々に納付することは許されないものであります。

(税務課)

衛生等の諸施設を整備することの緊急なことは申上げるまでもありません。これ等の事業の執行は都市計画法に基いて行う都市計画事業であり、土地区画整理事業であります。

この公共事業によつてあて、あたかも固定資産税とつて発展していかなければならないとき、都市建設の推進力であることを御理解

都市計画事業等の費用のみ

昭和三十一年度は年の中途において都市計画税が施行された関係上、賦課徴収等特例によつておこなわれ固定資産税第二期に都市計画税第一期を合せ、以降第三期に第二期を、第四期に第三期を三回に納付して、税法にも規定されておりまなお、この法律が、全面的に施行されるのは十月一日からでありますが、教育委員会の設置および組織に関する部会は六月三十日の公布の日から施行されることになつておりますので経過措置として、旧法の規定に従い新法の規定による教育委員会の委員並びに教育長は、昭和三十一年九月三十日までの間、引続き新法の規定による教育委員会の委員として、在任することになります。

それで今回新法の規定により、教育委員長の選挙と、教育委員長及び教育長の職務代理者の指定を行つた結果次の通り決定しました。

教育委員長	時田恒弥
教育委員長職務代理者	初見五市
教育委員	服部仁平治
〃	植田作太郎
〃	秋山てる
教育長	涌田隆一
教育長職務代理者	宮崎慈謙

以上新法の実施に当つて新制度の大綱をお話申上げ皆様の正しい御理解により一層教育の振興に御協力を仰ぎたいと念願するものであります。

(教育委員会事務局)

功労者篤行者の表彰

元田子浦村長、船山啓治郎翁の生前の功績に対し勲六等瑞宝章が下賜されました。

又宮島井上俊夫氏には教育施設に多額の金品を寄附せられ、その篤行に対し紺綬褒章が下賜せられ、何れも七月十二日午前十時県庁に於て、伝達式が行われました。

(総務課)

老人ホーム 失火について

六月七日午前七時十五分頃富士老人ホームは不慮の出火により、建物中管理棟五七、五坪を焼失いたしました。

出火原因は炊事場煙道の過熱からで、壁内木摺部に引火、天井に火が拡がり大事に至つたものでありまして市内の皆様に御心配をお掛けして申訳ありませんでした。地元の方々の懸命の消火応援と消防団の努力により損害を最少限に喰い止め、然かも収容中の老人に、一名の負傷者も出さなかつた事は、不幸中の幸とも言うべきでありまして、皆様に深く感謝申上げるところで御座います。復旧工事につきましては、国、県でも相当の援助がある筈で、富士市婦人会を始め市内外の多方面からお見舞を頂戴いたしましたので、近日中に着工して従来より一層立派なものとして運営を続け度いと考えて居ります。

火災を通じて、市内皆様から寄せられた有形無形の御同情に対して厚くお礼を申上げ併せて復旧に対する報告とします。

見舞金を寄せられた芳名を左の通り報告いたします。

(但し市内分のみとし敬称を省かして載きます)

参千円	富士市婦人会富士支部
弐千円	富士地区建設事業協同組合
参千円	森山雅一
弐千円	富士市婦人会立正交成会
弐万円	本町婦人会
壱千円	富士中学校長第二小学校長
五百円	宮本惺子
壱百円	志田敏恵
壱千円	清啓家具店
五百円	中町区四班一同
弐千円	宮下婦人会
壱千円	本市場本州社宅婦人会
壱千円	佐野夫美子
四百円	富士中遠藤辰次
参千円	森島婦人会
六万円	富士市婦人会
参千円	本州製紙富士工場
五百拾八円	第二小四年一組
六百四拾弐円	富士市青年団学級
壱万百拾参円	富士第一小学校一同
弐百円	下横割十二班
壱千四百円	水戸島鈴木栄作
弐千百円	水戸島岸良平別に炊出し或は慰問品を寄せられた方々
	森島日向隆次郎、同日向徳夫、同福田秀吉、同八木安一、同滝川隣竜、同婦人会宮下婦人会、同落合武、同落合治三郎同落合武、水戸島井出茂、杉山米店、同大芝商店、宮島吉川弥三郎、本町山口茶舗、キリスト教会日曜学校生徒、富士市富士青年団、本市場本州社宅婦人会、立正交成会

(厚生課)

解説 都市計画税

都市計画事業の重要なこと、特に町村合併による新市建設は、その道路、公園、水路すうように、課税の対象は土地及び家屋であり、その課税標準は固定資産税の課税標準となる価格でありますので、納付額について下さいまして御協力を念願します。税率は百分の〇・二で都市計画税に係る税額と固定資産税に係る税額を区分して別々に納付することは許されないものであります。

(税務課)

衛生等の諸施設を整備することの緊急なことは申上げるまでもありません。これ等の事業の執行は都市計画法に基いて行う都市計画事業であり、土地区画整理事業であります。

この公共事業によつてあて、あたかも固定資産税とつて発展していかなければならないとき、都市建設の推進力であることを御理解

都市計画事業等の費用のみ

昭和三十一年度は年の中途において都市計画税が施行された関係上、賦課徴収等特例によつておこなわれ固定資産税第二期に都市計画税第一期を合せ、以降第三期に第二期を、第四期に第三期を三回に納付して、税法にも規定されておりまなお、この法律が、全面的に施行されるのは十月一日からでありますが、教育委員会の設置および組織に関する部会は六月三十日の公布の日から施行されることになつておりますので経過措置として、旧法の規定に従い新法の規定による教育委員会の委員並びに教育長は、昭和三十一年九月三十日までの間、引続き新法の規定による教育委員会の委員として、在任することになります。

それで今回新法の規定により、教育委員長の選挙と、教育委員長及び教育長の職務代理者の指定を行つた結果次の通り決定しました。

教育委員長	時田恒弥
教育委員長職務代理者	初見五市
教育委員	服部仁平治
〃	植田作太郎
〃	秋山てる
教育長	涌田隆一
教育長職務代理者	宮崎慈謙

以上新法の実施に当つて新制度の大綱をお話申上げ皆様の正しい御理解により一層教育の振興に御協力を仰ぎたいと念願するものであります。

(教育委員会事務局)

功労者篤行者の表彰

元田子浦村長、船山啓治郎翁の生前の功績に対し勲六等瑞宝章が下賜されました。

又宮島井上俊夫氏には教育施設に多額の金品を寄附せられ、その篤行に対し紺綬褒章が下賜せられ、何れも七月十二日午前十時県庁に於て、伝達式が行われました。

(総務課)

老人ホーム 失火について

六月七日午前七時十五分頃富士老人ホームは不慮の出火により、建物中管理棟五七、五坪を焼失いたしました。

出火原因は炊事場煙道の過熱からで、壁内木摺部に引火、天井に火が拡がり大事に至つたものでありまして市内の皆様に御心配をお掛けして申訳ありませんでした。地元の方々の懸命の消火応援と消防団の努力により損害を最少限に喰い止め、然かも収容中の老人に、一名の負傷者も出さなかつた事は、不幸中の幸とも言うべきでありまして、皆様に深く感謝申上げるところで御座います。復旧工事につきましては、国、県でも相当の援助がある筈で、富士市婦人会を始め市内外の多方面からお見舞を頂戴いたしましたので、近日中に着工して従来より一層立派なものとして運営を続け度いと考えて居ります。

火災を通じて、市内皆様から寄せられた有形無形の御同情に対して厚くお礼を申上げ併せて復旧に対する報告とします。

見舞金を寄せられた芳名を左の通り報告いたします。

(但し市内分のみとし敬称を省かして載きます)

参千円	富士市婦人会富士支部
弐千円	富士地区建設事業協同組合
参千円	森山雅一
弐千円	富士市婦人会立正交成会
弐万円	本町婦人会
壱千円	富士中学校長第二小学校長
五百円	宮本惺子
壱百円	志田敏恵
壱千円	清啓家具店
五百円	中町区四班一同
弐千円	宮下婦人会
壱千円	本市場本州社宅婦人会
壱千円	佐野夫美子
四百円	富士中遠藤辰次
参千円	森島婦人会
六万円	富士市婦人会
参千円	本州製紙富士工場
五百拾八円	第二小四年一組
六百四拾弐円	富士市青年団学級
壱万百拾参円	富士第一小学校一同
弐百円	下横割十二班
壱千四百円	水戸島鈴木栄作
弐千百円	水戸島岸良平別に炊出し或は慰問品を寄せられた方々
	森島日向隆次郎、同日向徳夫、同福田秀吉、同八木安一、同滝川隣竜、同婦人会宮下婦人会、同落合武、同落合治三郎同落合武、水戸島井出茂、杉山米店、同大芝商店、宮島吉川弥三郎、本町山口茶舗、キリスト教会日曜学校生徒、富士市富士青年団、本市場本州社宅婦人会、立正交成会

(厚生課)

地代家賃統制令の一部が改正されました

地代家賃統制令の一部が改正され七月一日より施行されましたので大要を記し

改正の要点

1 従来借地又は借家について著しい改良工事がなされたときは統制額の増額を認めていたのであるがこれを改めて、借地について改良工事がなされたとき及び借家について改良工事又は大修繕と認められる工事がなされたときは増額を認められることゝした。

2 現在の住宅事情社会事情からみて延べ面積三十坪をこえる大規模な借家についてはこれを統制する必要がないと認められたため、その敷地とともに統制除外とした。

しかし三十坪をこえる建物であつても、その中に「賃借部分」があればその「賃借部分」とその敷地は統制することとし「賃借部分」を差引た残り部分(管理者が使用している部分)が三十坪以下であればその建物と敷地は統制することとしている。

次に併用住宅については省令でその範囲が定められており、今回の改正趣旨に従い従来より更に範囲が縮少せられた。それは従来併用住宅の規模は事業用部分が十坪以下のものとされていたが、七坪以下でかつ居住用部分が三十坪以下と規定されたことである。

地代家賃算定方法は

従来の算定方法に都市計画税相当額を加えて算出することとなつた。なお詳細については市役所商工課へ御問合せ下さい。

建築物一斉調査で 三割が無届建築

さる六月二十日、二十一日の二日間、県建築課の係員が市内の建築物の一斉調査をいたしましたところ、次のような結果がでましたので御知らせいたします。

建築工事(建物、工作物の新築及び増改築)をなさるときは工事着手前に必ず建築物確認申請の手続をしてから着工するようにして下さい。

一斉調査の結果

調査件数	五三三件
確認をうけたもの	三六七件
無確認(無届建築)	一六六件
その比率	三一、二%

無届建築のなかには、道路関係の違反(道路敷への建築等)が非常に多く見受けられました。

なお工事着工の際に若し不明な点等がありましたら事前に市役所土木課建築係へ御連絡下されば係員が現場におもむき説明いたします。

県ではこのような一斉調査を今後も随時行い取締る方針ですから違反のないよう御注意下さい。

地代家賃統制令の一部が改正されました

地代家賃統制令の一部が改正され七月一日より施行されましたので大要を記し

改正の要点

1 従来借地又は借家について著しい改良工事がなされたときは統制額の増額を認めていたのであるがこれを改めて、借地について改良工事がなされたとき及び借家について改良工事又は大修繕と認められる工事がなされたときは増額を認められることゝした。

2 現在の住宅事情社会事情からみて延べ面積三十坪をこえる大規模な借家についてはこれを統制する必要がないと認められたため、その敷地とともに統制除外とした。

しかし三十坪をこえる建物であつても、その中に「賃借部分」があればその「賃借部分」とその敷地は統制することとし「賃借部分」を差引た残り部分(管理者が使用している部分)が三十坪以下であればその建物と敷地は統制することとしている。

次に併用住宅については省令でその範囲が定められており、今回の改正趣旨に従い従来より更に範囲が縮少せられた。それは従来併用住宅の規模は事業用部分が十坪以下のものとされていたが、七坪以下でかつ居住用部分が三十坪以下と規定されたことである。

地代家賃算定方法は

従来の算定方法に都市計画税相当額を加えて算出することとなつた。なお詳細については市役所商工課へ御問合せ下さい。

建築物一斉調査で 三割が無届建築

さる六月二十日、二十一日の二日間、県建築課の係員が市内の建築物の一斉調査をいたしましたところ、次のような結果がでましたので御知らせいたします。

建築工事(建物、工作物の新築及び増改築)をなさるときは工事着手前に必ず建築物確認申請の手続をしてから着工するようにして下さい。

一斉調査の結果

調査件数	五三三件
確認をうけたもの	三六七件
無確認(無届建築)	一六六件
その比率	三一、二%

無届建築のなかには、道路関係の違反(道路敷への建築等)が非常に多く見受けられました。

なお工事着工の際に若し不明な点等がありましたら事前に市役所土木課建築係へ御連絡下されば係員が現場におもむき説明いたします。

県ではこのような一斉調査を今後も随時行い取締る方針ですから違反のないよう御注意下さい。

第二回短歌・俳句募集

第二回短歌と俳句を次の要項により募集致します。奮つて応募して下さい。

募集要項

主催 富士市教育委員会
主管 富士市公民館
題 随意
応募数 一人五首(五句以内)
応募資格 富士市在住者
第一部中学校生徒
第二部高等学校及青年学級生徒
第三部一般男女(第一部、二部に属しない人)
用紙 ハガキ
裏面余白に第一部第二部第三部の別を明記し表面には学校名と氏名又は勤務先と氏名或は住所と氏名を明記する。
締切 昭和三十一年八月十五日
届け先 富士市公民館
選者 短歌—村田邦夫先生(前回と同じ)俳句—今村甲子夫先生(前回と同じ)
処理 応募作品或は入選作品は印刷して応募者に贈呈する。
注意 1文字はわかり易く書くこと。2応募作品は御返しいたしません。

第二回 短歌・俳句募集

第二回短歌と俳句を次の要項により募集致します。奮つて応募して下さい。

募集要項

主催 富士市教育委員会
主管 富士市公民館
題 随意
応募数 一人五首(五句以内)
応募資格 富士市在住者
第一部中学校生徒
第二部高等学校及青年学級生徒
第三部一般男女(第一部、二部に属しない人)
用紙 ハガキ
裏面余白に第一部第二部第三部の別を明記し表面には学校名と氏名又は勤務先と氏名或は住所と氏名を明記する。
締切 昭和三十一年八月十五日
届け先 富士市公民館
選者 短歌—村田邦夫先生(前回と同じ)俳句—今村甲子夫先生(前回と同じ)
処理 応募作品或は入選作品は印刷して応募者に贈呈する。
注意 1文字はわかり易く書くこと。2応募作品は御返しいたしません。

漁業調整委員の改選 選挙は八月十日頃

海区漁業調整委員の任期は、昭和三十一年八月十四日をもつて満了し、任期満了による一般選挙は八月十日頃行われる予定でありますので市選挙管理委員会では目下着々準備をすすめております。

(選挙管理委員会)

陸海空自衛官 第三次募集

防衛庁では、昭和三十一年度第三次二等陸、海、空士の募集を次の要領により募集しております。

△募集人員
二等陸士二二、一〇〇名
二等海士 二〇〇名
二等空士 五〇〇名

△受付期間
六月十五日より
八月三十一日まで

△応募資格
昭和六年十一月二日から昭和十三年十一月一日までに生れた、日本国籍を有する男子で、中学校卒業程度の学力を有する者

△志願手続
市役所総務課で志願票二通を受けとり、これに所要事項を記入し、五円切手一枚を添え提出して下さい。